

船員保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届  
厚生年金保険（船員）70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届

【**手続概要**】

この届出は、育児休業等終了時に3歳未満の子を養育している被保険者および70歳以上被用者が、育児休業等終了時に受ける報酬に変動があった場合、当該被保険者の申出により当該事実のあった日から10日以内に船舶所有者を経由して届け出るものです。

【**標準報酬月額改定の要件**】

育児休業等終了年月日の翌日現在の報酬を基準として算定し、終了年月日の翌日の属する月の翌月（終了年月日の翌日が月の初日の場合は、その月）の報酬と比較して1等級以上変動する場合、標準報酬月額が改定されます。

※育児休業等終了年月日の翌日に産前産後休業を開始している被保険者は、改定の対象ではありません。

【**添付書類**】

不要

【**提出先**】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【**提出方法**】

郵送、窓口持参、電子申請（※）

※電子申請は「船員保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届」のみ可能です。